

ハンセン病にかかったことはありませんか？

～補償金の申請手続き期限(H28.3.31)が迫っています～

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金が支払われています。（既に亡くなられた方も対象となります。）

療養所に入所したことがない方も対象となります。

補償金の対象者ではありませんか？

※すでに国から補償金（和解一時金）を受け取った方は、対象とはなりません。

※対象者がお亡くなりになられている場合は、ご遺族（法定相続人）にお支払いしています。

※締め切りが迫っています（手続き期限：平成28年3月31日）。

訴訟の手続きが必要ですので、余裕をもってご相談ください。

相談窓口（いずれかにご相談ください）

- 公益財団法人 沖縄県ゆうな協会：098-832-9528
- 法律事務所：098-938-4381
- 沖縄県（薬務疾病対策課）：098-866-2215
- 厚生労働省（難病対策課）：03-5253-1111 内線 2369

「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応いたします。

- * 家に保健所や病院の方が来ることはありません。
- * 名前が公表されることもありません。
- * 手紙や電話が突然くることもありません。
- * 家族・友人に知られることもありません。
- * ご質問や請求申請をされる方のプライバシーは固く守られます。
- * どんなことでも結構です。まずは、お問い合わせください。

ハンセン病について正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう！

ハンセン病は遺伝病ではありません。感染し発病することが、極めて稀な病気です。すぐれた治療薬により完治します。元患者の方々の身体の変形は後遺症にすぎません。早期に治療すれば、身体に障害が残ることはほとんどありません。